

第3章 貯蔵

第1 火薬庫の設置の許可（法第12条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第7「火薬庫設置等許可申請書」

二級火薬庫の設置許可申請については、二級火薬庫が一時的な使用のために設けられるものであるため、申請書の備考欄にその使用期間を記載すること。

(2) 申請時期

火薬類を貯蔵するために火薬庫を新設しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 火薬庫工事設計明細書

火薬庫の位置、付近の状況、保安物件との距離並びに火薬庫の構造及び設備を記載すること。

イ 火薬庫の構造、位置及び設備について技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

ウ 火薬庫設置場所付近の略図

付近の民家、道路その他保安物件について保安距離を記載すること。


エ 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

オ 戸籍謄本の写し又は住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

(4) 許可申請時に、次の届出書をあわせて提出すること。


細則様式第21「火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届」

保安責任者、副保安責任者及び保安責任者の代理者を選任し届出すること。

 第8章 製造保安責任者等／第1 製造保安責任者等の選任及び解任（140ページ）


2 申請手数料について

73,000円

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 許可の基準について

火薬庫の構造、位置及び設備が、法第12条第3項に基づく省令第22条から第32条の技術上の基準に適合するものであること。

 表2 火薬庫構造等の技術上の基準 (28ページ~44ページ)

4 許可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第4号「火薬庫設置許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 申請書の記載事項(火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。)に変更があった場合又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があった場合は、事前に又はその事実を知った場合は、遅滞なく、細則様式第29号「火薬庫設置等許可申請書記載事項変更届」を届出すること。
- (2) 申請書の記載事項(貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く。)又は火薬庫工事設計明細書の記載事項(火薬庫の位置、構造及び設備を除く。)に変更があった場合は、遅滞なく、細則様式第29号「火薬庫設置等許可申請書記載事項変更報告書」を提出すること。
- (3) 二級火薬庫について、火薬庫設置等許可申請書の備考欄に記載した使用期間を満了しても使用する場合は、遅滞なく、細則様式第29号「火薬庫設置等許可申請書記載事項変更報告書」に使用期間について変更があった旨を記載し提出すること。

表1 貯蔵の区分（省令第19条）

該当条項	審査基準	備考	該当有無	
省令19-1	下欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表右欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあつては、異なった貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。			
	貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫		
	火薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、爆薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）、実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード	一級火薬庫		
	火薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、爆薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）、建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード	二級火薬庫		
	火薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、爆薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）及び火工品（信号焰管、信号火せん及び煙火を除く。）	三級火薬庫		
	無煙火薬	水蓄火薬庫		
	実包及び空包	実包火薬庫		
	火工品（信号焰管、信号火せん及び煙火を除く。）	一級火薬庫		
	工業雷管、電気雷管、建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、導火線、電気導火線、導火管、導火管付き雷管その他火工品であつて経済産業大臣が告示で定めるもの	二級火薬庫		
	トリニトロトルエン、トリメチレントリニトロアミン及びこれらの混合物並びにこれらを主とする爆薬	水蓄火薬庫		
	信号焰管及び信号火せん	一級火薬庫		
	信号焰管及び信号火線	三級火薬庫		
	煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬	一級火薬庫		
	信号焰管、信号火せん、煙火、コンクリート破砕器、電気導火線及び導火線並びに信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬及び爆薬	煙火火薬庫		
	がん具煙火（第一条の五第一号へ（2）に掲げるものを除く。）その他煙火であつて経済産業大臣が告示で定めるもの	がん具煙火貯蔵庫		
導火線、電気導火線及び導火管	導火線庫			
19-2	三級火薬庫に火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コードを除く。次条第二項及び第三項において同じ。）を貯蔵する場合には、第二十七条第一項第三号の隔壁（同条第二項の規定により設けられているものを含む。）により区分して貯蔵しなければならない。			
19-3	第一項の二級火薬庫とは、土木工事その他の事業に一時的に使用される火薬類をその事業中臨時に貯蔵するものをいう。			
19-4	可塑性爆薬は、次の各号の一に該当する可塑性爆薬を貯蔵する場合その他経済産業大臣が告示で定める場合を除き、第五条第一項第一号の三の経済産業大臣が告示で定める物質を同号の経済産業大臣が告示で定める量以上含むように貯蔵しなければならない。	告示 平9通告第548号		

19-4-1	新規の又は改良された爆薬についての法令に基づく研究、開発又は試験において使用する可塑性爆薬		
19-4-2	爆薬の探知についての法令に基づく訓練又は爆薬の探知のための機器の開発若しくは試験において使用する可塑性爆薬		
19-4-3	法令に基づき法科学のために使用する可塑性爆薬		
19-4-4	刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）に基づき押収された可塑性爆薬		

表2 火薬庫構造等の技術上の基準（省令第23条から省令第32条）

- ・省令第23条 : 保安距離
- ・省令第24条 : 地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備
- ・省令第24条の2 : 地上覆土式一級火薬庫の位置、構造及び設備
- ・省令第25条 : 地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備
- ・省令第25条の2 : 地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備
- ・省令第26条 : 二級火薬庫の位置、構造及び設備
- ・省令第27条 : 三級火薬庫の位置、構造及び設備
- ・省令第27条の2 : 水蓄火薬庫の位置、構造及び設備（ピット式）
- ・省令第27条の3 : 水蓄火薬庫の位置、構造及び設備（横穴式）
- ・省令第27条の4 : 実包火薬庫の位置、構造及び設備
- ・省令第28条 : 煙火火薬庫の位置、構造及び設備
- ・省令第29条 : がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備
- ・省令第30条 : 避雷装置
- ・省令第31条 : 土提
- ・省令第31条の2 : 簡易土提
- ・省令第31条の3 : 防爆壁
- ・省令第32条 : 危険の虞のない場合の特則

・省令第23条：保安距離

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令23-1	火薬庫は、第二項から第六項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し省令第23条第1項に規定する表の保安距離をとらなければならない。		適・否
23-2	第三十二条の規定により、第二十条第一項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、省令第23条第2項の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。		適・否
23-3	一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫については、第二種保安物件、第三種保安物件又は第四種保安物件の方向に対する第三十一条の土堤を火薬庫の屋頂の高さの四分の五以上の高さとするときは、当該保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、省令第23条第3項に規定する表の距離とする。		適・否
23-4	がん具煙火貯蔵庫については、保安物件の方向に対して経済産業大臣が告示で定める基準による防火壁を設けるときは、当該保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、省令第23条第4項に規定する表の距離とする。	告示 49 通告第 59 号第 1 号	適・否
23-5	地下に設置する一級火薬庫については、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁及び放爆用トンネルからの保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、省令第23条第5項に規定する表の距離とする。		適・否
23-6	地上に設置する二級火薬庫で周囲に土堤を設けないものは、第一項に規定する保安距離の二倍の保安距離をとらなければならない。		適・否
23-7	保安物件がもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第一項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。	告示 49 通告第 59 号第 2 号	適・否

・省令第24条：地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令24-1-1	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
24-1-2	構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。		適・否
24-1-3	火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあっては二十センチメートル以上とすること。		適・否
24-1-4	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
24-1-5	窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような耐火扉を備えること。		適・否
24-1-6	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
24-1-8	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。		適・否
24-1-9	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
24-1-10	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
24-1-11	小屋組は木造とし、屋根の外表面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。		適・否
24-1-12	火薬庫には、避雷装置を設けること。		適・否
24-1-13	火薬庫の周囲は、土堤で囲むこと。		適・否
24-1-14	火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建て等る防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
24-1-15	火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否

・省令第24条の2：地上覆土式一級火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令24の2	地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号および第十六号ならびに次条第七号および第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用24-1-1	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
準用24-1-4	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用24-1-9	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
準用24-1-12	火薬庫には、避雷装置を設けること。		適・否
準用24-1-14	火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
準用24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否
準用25-1-7	火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないように措置を講ずること。		適・否
準用25-1-8	火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
24の2-1-1	火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。		適・否
24の2-1-2	火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間には、湿気の滞りゅうを避け、排水を完全にすること。		適・否
24の2-1-3	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、床下または天井等には、火薬庫の構造に応じ適当な個数の通気孔または換気孔を設け、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔または換気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
24の2-1-4	火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く。）は、四十五度より急でないこう配とし、外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とすること。		適・否
24の2-1-5	火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面は、できるだけ芝草類で被覆をすること。		適・否

・省令第25条：地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 25	地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第七号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否
25-1-1	火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際附近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。		適・否
25-1-2	火薬庫の構造は、鉄筋コンクリート造等堅固で湿気を防ぐ構造とすること。ただし、岩質により安全と認められる場合でセメント塗込としたときは、木造で壁板を二重とすることができる。		適・否
25-1-3	建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞りゅうを避け、排水を完全にすること。		適・否
25-1-4	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、鉄扉を設け、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
25-1-6	火薬庫の地盤の厚さは、省令第25条第1項第6号の表の基準によること。		適・否
25-1-7	火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないように措置を講ずること。		適・否
25-1-8	火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否

・省令第25条の2：地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令25の2	地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否
準用25-1-4	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、鉄扉を設け、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用25-1-8	火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
25の2-1-1	火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。		適・否
25の2-1-2	火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造の壁は、鉄筋コンクリート造で、かつ、頂部を放爆式構造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。		適・否
25の2-1-3	火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。		適・否
25の2-1-4	火薬庫には、搬出入用トンネルを設け、かつ、これとは別に放爆用トンネルを設けること。		適・否
25の2-1-5	火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝撃波が流入しないための措置を講ずること。		適・否
25の2-1-6	火薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝撃を与えないような構造のものとする。		適・否
25の2-1-7	第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。 イ 一の火薬庫について一箇所とし、鉛直に設置すること。 ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これに類する不燃性物質で覆うこと。 ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。 ニ 放爆用トンネルの断面の形状は円形又は正方形とし、火薬庫の貯蔵量に応じて、省令第25条の2第1項第7号ニの表の断面積とすること。		適・否
25の2-1-8	火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さは、省令第25条第6号の規定を準用する。		適・否
25の2-1-9	火薬庫の土かぶりは、省令第25条の2第1項第9号の表の基準によること。		適・否
25の2-1-10	土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、土かぶりの土には、火薬庫に附随する設備を含まないものとする。		適・否
25の2-1-11	火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備を設けること。		適・否

・省令第26条：二級火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 26	地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 24-1-1	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
準用 24-1-5	窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。		適・否
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-9	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
準用 24-1-10	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
準用 24-1-14	火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
準用 24-1-15	火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否
26-1-1	火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。		適・否
26-1-1の2	小屋組みは木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用した造りとし、屋根の外表面は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。		適・否
26-1-2	火薬庫には、できるだけ避雷装置を設けること。		適・否
26-1-3	火薬庫の周囲は、できるだけ土堤で囲むこと。		適・否
26-1-4	他の二級火薬庫との間に土堤を設けない場合には、その相互の距離は、省令第26条第1項第4号の表の基準によること。		適・否
26-2	地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに前条第六号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否

準用 25 の 2-1-6	火薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝撃を与えないような構造のものとすること。		適・否
準用 25 の 2-1-8	火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さは、省令第 25 条第 6 号の規定を準用する。		適・否
26-2-1	構造は、盗難を防ぎ得るものとすること。		適・否
26-2-2	丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けた場合には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとする こと。		適・否

・省令第27条：三級火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 27-1-1	地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 24-1-4	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用 24-1-5	窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような耐火扉を備えること。		適・否
準用 24-1-6	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-8	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。		適・否
準用 24-1-9	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
準用 24-1-10	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
準用 24-1-15	火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否
27-1-1	火薬庫の壁（前面の壁を除く。）は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。		適・否
27-1-2	小屋組みは木造とし、屋根は鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であって爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造とすること。		適・否
27-1-3	火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下のコンクリート及び基礎と一体となるように設けること。		適・否
27-1-4	入口は、附近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、かつ、火薬庫の外側に注水し得る設備を設けること。		適・否
27-1-5	火薬庫の周囲は、土堤又は簡易土堤で囲むこと。		適・否
27-2	地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、		

	次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否
準用 25-1-1	火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際附近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。		適・否
準用 25-1-2	火薬庫の構造は、鉄筋コンクリート造等堅固で湿気を防ぐ構造とすること。ただし、岩質により安全と認められる場合でセメント塗込としたときは、木造で壁板を二重とすることができる。		適・否
準用 25-1-3	建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞りゅうを避け、排水を完全にすること。		適・否
準用 25-1-4	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用 25-1-7	火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないように措置を講ずること。		適・否
準用 27-1-3	火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下のコンクリート及び基礎と一体となるように設けること。		適・否
27-2-1	地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。		適・否
27-2-2	住宅その他の建築物の地下に設けないこと。		適・否

・省令第27条の2：水蓄火薬庫の位置、構造及び設備（ピット式）

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令27の2	ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
27の2-1-1	火薬庫の壁および底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。		適・否
27の2-1-2	火薬庫の屋根は、鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であって盗難を防ぎ得る構造とすること。		適・否
27の2-1-3	火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。		適・否
27の2-1-4	火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でんそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。		適・否
27の3	横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第三号および第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 27の2-1-3	火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。		適・否
準用 27の2-1-4	火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でんそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。		適・否
27の3-1	火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。		適・否
27の3-2	火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。		適・否
27の3-3	よう壁に出入り口を設けるときは、水がもれるおそれのない措置を講ずること。		適・否
27の3-4	出入り口には、盗難防止の措置を講ずること。		適・否

・省令第27条の3：水蓄火薬庫の位置、構造及び設備（横穴式）

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令27の3	横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第三号および第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 27の2-1-3	火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。		適・否
準用 27の2-1-4	火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でんそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。		適・否
27の3-1	火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。		適・否
27の3-2	火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。		適・否
27の3-3	よう壁に出入り口を設けるときは、水がもれるおそれのない措置を講ずること。		適・否
27の3-4	出入り口には、盗難防止の措置を講ずること。		適・否

省令第27条の4：実包火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令27の4-1	実包火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用24-1-1	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
準用24-1-2	構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。		適・否
準用24-1-4	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用24-1-5	窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような耐火扉を備えること。		適・否
準用24-1-6	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
準用24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用24-1-8	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。		適・否
準用24-1-9	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
準用24-1-10	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
準用24-1-12	火薬庫には、避雷装置を設けること。		適・否
準用24-1-14	火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
準用24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否
27の4-1-1	火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあっては三十センチメートル以上とすること。		適・否
27の4-1-2	火薬庫の屋根は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とすること。		適・否
27の4-1-3	火薬庫の外部には、できるだけ夜間点灯すること。		適・否
27の4-2	最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であって、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前項第三号の規定を守らなければならない。		

準用 24-1-1	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
準用 24-1-2	構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。		適・否
準用 24-1-4	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用 24-1-6	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-8	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。		適・否
準用 24-1-9	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
準用 24-1-10	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否
準用 27の4-1-3	火薬庫の外部には、できるだけ夜間点灯すること。		適・否
27の4-2-1	火薬庫の壁及び屋根が、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造であること。		適・否
27の4-2-2	窓が設けられていないこと。		適・否
27の4-2-3	火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備が設けられていること。		適・否
27の4-2-4	当該火薬庫の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものによる地震力に対して、その安全性が損なわれるおそれがないこと。		適・否

・省令第28条：煙火火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令28	煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用24-1-1	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
準用24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用24-1-8	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。		適・否
準用24-1-9	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
準用24-1-10	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
準用24-1-11	小屋組は木造とし、屋根の外表面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。		適・否
準用24-1-12	火薬庫には、避雷装置を設けること。		適・否
準用24-1-14	火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
28-1-1	構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。		適・否
28-1-1の2	入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。		適・否
28-1-2	火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあっては二十センチメートル以上とすること。		適・否
28-1-3	火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ二個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
28-1-4	火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあっては土堤又は簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合にあっては土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲むこと。		適・否

・省令第29条：がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令29	がん具煙火貯蔵庫または導火線庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。		
準用24-1-1	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
29-1-1	構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。		適・否
29-1-2	入口の扉には、錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置を講ずること。		適・否

II 各論 第3章 貯蔵

第1 火薬庫の設置の許可

・省令第30条：避雷装置

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令30	避雷装置は、位置、型式、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。	告示 平27経告第145号	適・否

・省令第31条：土堤

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令31-1-1	土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。		適・否
31-1-2	土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さするような構造とすること。		適・否
31-1-3	土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さするような構造とすること。		適・否
31-1-4	土堤は、四十五度（最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であって、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、七十五度）より急でないこう配とし、高さは煙火火薬庫にあつては軒までの高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上とし、頂部の厚さは一メートル以上とすること。		適・否
31-1-5	土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。		適・否
31-1-6	火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。		適・否
31-1-7	土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆すること。		適・否

・省令第31条の2：簡易土堤

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令31の2	火薬庫の周囲に簡易土堤を設ける場合には、前条第一号から第三号までおよび第六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用31-1-1	土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。		適・否
準用31-1-2	土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さするような構造とすること。		適・否
準用31-1-3	土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さするような構造とすること。		適・否
準用31-1-6	火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。		適・否
31の2-1-1	簡易土堤は、七十五度より急でないこう配とし、高さは、三級火薬庫にあつては屋頂の高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）、煙火火薬庫にあつては軒までの高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上とし、頂部の厚さは六十センチメートル以上とすること。		適・否
31の2-1-2	十分な強度を有する側壁板および支柱を用いて堅固に土留めし、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。		適・否
31の2-1-3	頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入のないような構造とすること。		適・否

・省令第31条の3：防爆壁

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令31の3	防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従って設置しなければならない。	告示 35 通告第 76 号	適・否

・省令第32条：危険の虞のない場合の特則

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令32	第20条、第21条及び第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然又は人造の掩体の状態、土地又は設備の状況、貯蔵火薬類の種類又は数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。		適・否

第2 火薬庫の移転又は構造・設備の変更許可（法第12条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第7「火薬庫設置等許可申請書」

移転又は構造・設備の変更の理由が記載されていること。

(2) 申請時期

火薬庫を移転又は構造・設備を変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 火薬庫工事設計明細書

火薬庫の位置、付近の状況、保安物件との距離並びに火薬庫の構造及び設備を記載すること。

イ 変更の概要を記載した書面等

◆ウ 火薬庫の構造、位置及び設備について技術上の基準の確認に必要な書面又は図面


エ 火薬庫設置場所付近の略図

付近の民家、道路その他保安物件について保安距離を記載すること。

2 申請手数料について

(1) 火薬庫の移転許可 73,000円

(2) 火薬庫の構造・設備の変更許可 8,300円

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 許可の基準について


「第1 火薬庫の設置の許可 3 許可の基準について」を準用する。

4 許可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第4号「火薬庫移転・変更許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 省令第14条に規定する軽微な変更の工事に該当する場合は、工事の完了後、遅滞なく省令様式第5「火薬庫軽微変更届」を届出すること。

 [第3 火薬庫の軽微な変更 \(47ページ\)](#)

- (2) 許可を受けた施設や設備が、経年劣化等により破損や故障した場合に行う維持補修については、当該許可の内容と同じ状態を維持することにより、技術上の基準維持義務を履行するためのものであり、施設の設計変更又は仕様の変更あるいは機械や器具等設備の性能や規格の変更を伴わない同一性を保持するために為されるものであるから、維持補修は「変更の工事」及び「軽微な変更の工事」のいずれにも該当しないものとして取り扱う。


第3 火薬庫の軽微な変更（法第12条第1項ただし書）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第5「火薬庫軽微変更届」

変更の内容の欄には、省令第14条第1項各号のいずれに該当するのか、具体的な工事概要をもって記載されていること。

 表1 火薬庫に係る軽微な変更の工事

(2) 届出時期

軽微な変更の工事をした後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

変更の概要を記載した書面等

2 その他

許可を受けた施設や設備が、経年劣化等により破損や故障した場合に行う維持補修については、当該許可の内容と同じ状態を維持することにより、技術上の基準維持義務を履行するためのものであり、施設的设计変更又は仕様の変更あるいは機械や器具等設備の性能や規格の変更を伴わない同一性を保持するために為されるものであるから、維持補修は「変更の工事」及び「軽微な変更の工事」のいずれにも該当しないものとして取り扱う。

表1 火薬庫に係る軽微な変更の工事（省令第14条第1項）

該当条項	基準	備考
省令14-1-1	火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事	
14-1-2	火薬庫の屋根の外側、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事	
14-1-3	火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事	

第4 火薬庫の承継（法第12条の2）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第8「火薬庫承継届」

(2) 届出時期

火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。


ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

イ 戸籍謄本の写し又は住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

(4) 承継に伴い、次の届出書に変更が生じる場合はあわせて提出すること。

細則様式第21「火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届」

保安責任者、副保安責任者及び保安責任者の代理者を選任し届出すること。

 第8章 製造保安責任者等／第1 製造保安責任者等の選任及び解任（140ページ）

第5 火薬庫の廃止（法第16条第2項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

細則様式第15号「火薬庫用途廃止届」

(2) 届出時期

火薬庫の用途の廃止後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 廃止する火薬庫に関する許可証

イ 火薬庫の用途を廃止したことが確認できる写真等

2 その他

(1) 「用途の廃止」とは、火薬庫を火薬庫本来の用途として使用せず、火薬類を貯蔵しなくなった場合を指し、火薬庫を撤去する場合と、現存のままこれを他の物の倉庫に転用する場合とを問わないものである。

(2) 火薬庫の用途の廃止に伴い、火薬類の残量がある場合は、遅滞なくその火薬類を譲渡又は廃棄すること。

(3) 電子申請サービスにより届出する場合は、廃止する火薬庫に関する許可証を郵送等にて返納すること。

第6 火薬庫外貯蔵場所の指示等（法第11条第1項ただし書・省令第15条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

細則様式第10号「火薬庫外貯蔵場所指示申請書」

(2) 届出時期

火薬庫外において火薬類を貯蔵しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 火薬庫の構造、位置及び設備について技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

1. 火薬庫外保管場所（保管庫）の図面、仕様書等

2. 火薬庫外保管場所（保管庫）の配置図

消火設備の位置、火気等の付近でないこと、火薬類に悪影響がない場所（屋内、湿気等）であることが確認できること。

イ 火薬庫設置場所付近の略図


付近の民家、道路その他保安物件について保安距離を記載すること。

ウ 貯蔵する火薬類のカタログ等


エ 使用権限が確認できる書面（土地貸借、建物貸借等の場合に限る。）

2 法令基準等について


(1) 火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量が、省令第15条で定める数量の範囲内であること。

 表1 省令第15条第1項の表（52ページ）

(2) 火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準が、省令第16条で定める基準に適合するものであること。


 表2 火薬庫外において貯蔵する技術上の基準（53ページ～56ページ）

(3) 火薬庫外において貯蔵する場所が通達による安全な場所の指定基準に適合するものであること。

 昭和42年12月20日42化局第648号通達（抜粋）（57ページ）

3 指示証について

審査の結果、2 法令基準等について適合する場合は、細則様式第11号「火薬類火薬庫外貯蔵場所指示証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

 I 総則／3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項

(3 ページ)

4 その他

- (1) 申請書の記載事項（貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量、火薬庫外貯蔵所の位置、構造及び設備を除く。）に変更があった場合は、細則様式第12号「火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更報告書」を提出すること。その場合、変更内容に応じて必要な書類を添付すること。
- (2) 貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量、火薬庫外貯蔵場所の位置、構造及び設備に変更がある場合は、新たに申請をすること。
- (3) 火薬庫外貯蔵場所の用途を廃止したときは、細則様式第13号「火薬庫外貯蔵場所廃止届」を届出すること。その場合、廃止する火薬庫外貯蔵場所の指示証を保安係に返納すること。（電子申請サービスにより届出する場合は、指示証を郵送等にて返納すること。）

II 各論 第3章 貯蔵

第6 火薬庫外貯蔵場所の指示等

表1 省令第15条第1項の表

(8)	(7)	(6)		(5)		(4)	(3)	(2)	(1)			貯蔵する者等の区分 貯蔵する火薬の種類
		(ハ)	(イ)	(ハ)	(イ)				(イ)			
都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者	法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であつて、その事務又は事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	がん具煙火を販売する者であつて、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者		土木事業その他の事業を営む者であつて、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事(当該消費地が指定都市の区域内にある場合)又は、当該消費地を管轄する指定都市の長(7)において同じ)の指示する安全な場所に貯蔵する者		実包火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	第十九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	第十九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	販売業者であつて、販売のために都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長、(2)、(3)、(4)、(6)及び(8)において同じ)の指示する安全な場所に貯蔵する者	(ハ)	(イ)	(イ)
5				10	25		5	5	5	5	20	火薬(キログラム)
				5	15				5			無添加可塑性爆薬(第十九条第四項各号の一に該当する可塑性爆薬であつて国の行政機関又は都道府県警察の職員が貯蔵するものを除く。)以外の爆薬(キログラム)
				100	300				100			工業雷管及び電気雷管(個)
				100	500							導爆線(メートル)
100				200	1,000				1,000	1,000		導火線(メートル)
500				1,000	2,000				2,000	2,000		電気導火線(個)
2,000	3,000						3,000		3,000	30,000		銃用雷管(個)
800	5,000					10,000	10,000	10,000	10,000	4,000		実包及び空包(建設用びょう打ち銃用空包を除く。)(個)
200									2,000	2,000		薬液注入用薬包(個)
2,000				2,500	4,000				20,000	8,000		建設用びょう打ち銃用空包(個)
1,000				2,000	4,000				4,000	4,000		コンクリート破砕器(個)
10				25	50				50	50		ロープ発射用ロケット(個)
				100								鉤さい破砕器及び爆発せん孔器(個)
				4,000								爆発びょう(個)
				100								油井用火工品(個)
25	500											信号雷管(個)
※0	100									25	25	鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品(キログラム)
5										50	50	信号焰管及び信号火せん(キログラム)
5				25						25	25	煙火(がん具煙火を除く。)(キログラム)
25		250	500									がん具煙火(第1条の5第1号へ②に掲げるものを除く。)(キログラム)
5		15	25									第1条の5第1号へ②に掲げるがん具煙火(キログラム)
無制限							無制限			無制限	無制限	火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょう(個)
5	25			25	50					50	50	その他の火工品(キログラム)

備考 1 鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品と信号焰管及び信号火せんと煙火(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(1)に掲げる者についてはその合計数量が七十五キログラムを超えてはならないものとする。
 2 信号焰管及び信号火せんと煙火(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(8)に掲げる者についてはその合計数量が五キログラムを超えてはならないものとする。
 3 (1)から(7)までに掲げる者について(8)の欄を適用する場合には、その火薬庫外に貯蔵することのできる火薬類の合計数量は、それぞれ(1)から(7)までに掲げる火薬類の数量を超えてはならないものとする。
 4 ※を付した値は、JIS K 4828-2(2003)に規定する危険区分が1.4であつて、隔離区分がSの状態である航空機用火工品については、0.2とする。

表2 火薬庫外において貯蔵する技術上の基準（省令第16条）

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令16-1	法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。		
準用21-1-1	火薬庫外貯蔵場所の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らないこと。		適・否
準用21-1-2	火薬庫外貯蔵場所の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。		適・否
準用21-1-4	火薬庫外貯蔵場所に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第四条第一項第二十七号の運搬車（以下「搬出入装置」という。）を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。		適・否
準用21-1-6	火薬庫外貯蔵場所内では荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。		適・否
準用21-1-10	火薬庫外貯蔵場所に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。		適・否
準用21-1-11	ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液（か性ソーダ百グラムを水百五十ミリリットルに溶解し、これにアルコールリットルを混入したもの）を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。		適・否
準用21-1-12	外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。		適・否
準用21-1-13	アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。		適・否
16-1-1	火災及び盗難の防止について留意すること。		適・否
16-1-2	前条第一項の表（6）（イ）の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合には、次に掲げるところによる場所においてすること。	イ 周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあつては床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造りとすること。	適・否
		ロ 入口の扉は、厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とすること。	適・否
		ハ 窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。	適・否
		ニ 自動消火設備を設けること。	適・否
16-1-3	前条第一項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この	イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。	適・否

	号において同じ。)に貯蔵する場合(ローブ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、次のイからトまでに定めるところによること。	ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
		ハ 建築物の屋根の外表面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。		適・否
		ニ 建築物の内表面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。		適・否
		ホ 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。	例示基準参照	適・否
		ヘ 建築物には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。		適・否
16-1-3の2	前条第一項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びヘの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。	イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造りとし、厚さは十センチメートル以上とすること。		適・否
		ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
		ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱(以下「収納箱」という。)を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互間の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。		適・否
		ニ 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径三十ミリ		適・否

		メートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ十五センチメートル以上に砂を密に充てんすること。		
		ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。		適・否
		ヘ 建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱（以下「雷管収納箱」という。）を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。		適・否
16-1-4	前条第一項の表（１）（イ）又は（５）の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ローブ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。	イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
		ロ 設備は、容易に持ち運びできないこと。		適・否
		ハ 設備の内面は、板張りとする		適・否
		ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。	例示基準参照	適・否
		ホ 設備には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。		適・否
16-1-4の2	前条第一項の表（１）（ロ）及び（２）から（４）までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからホまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。	イ 火薬類は、設備に収納して建築物に貯蔵すること。		適・否
		ロ 設備の外壁は、金属製のロッカーにあつては厚さ一・二メートル以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施し、その他の堅固な構造を有する設備についてはこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとする		適・否
		ハ 設備の扉は、厚さ一・六メートル以上の鋼板を使用したもの又はこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとし、錠		適・否

		を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。	
		ニ 設備内に棚を設け、棚は、表面を板張りとした厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板等の金属板を使用し、かつ、内壁に固定する等の棚の落下を防止する措置を講ずること。	適・否
		ホ 設備には、設備内のガスを排出するのに適当な排気孔を設け、排気孔は、摂氏約二百度で溶融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。	適・否
16-1-5	前条第一項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合(ローブ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、堅固な設備に収納し施錠すること。		適・否

昭和42年12月20日42化局第648号通達(抜粋)

都道府県知事の指示する安全な場所の指定基準

1 火薬類取締法施行規則第15条の表の(2)(現行の(5))に関するもの。

- (1) 附近に火気を取り扱う場所のないこと。
- (2) 湿気、直射日光および温度等によって、火薬類に悪影響をおよぼさないこと。
- (3) 電燈線又は動力線等に対して安全な場所であること。
- (4) 附近に消火のための設備を設けてある場所であること。
- (5) 火薬および爆薬と火工品とを同一の場所に貯蔵する場合には、適当な隔壁で両者を区別して貯蔵できる構造の場所であること。
- (6) 貯蔵火薬類の万一の爆発又は燃焼に際して他に被害をおよぼすおそれの少ない場所であり、かつ、盗難防止の措置が十分とれる場所であること。
- (7) (削除)(昭和50年通商産業省令第1号)
- (8) 建築物以外の施設に貯蔵する場合は、コンクリート製の構造物、ほら穴、旧坑道に限ること。

2 その他に関するもの

上記の1の(1)から(6)までに定める基準および次に掲げる基準

- (1) 建築物の場合は、耐火性の構造で、床面に鉄類を表さないものであること。
- (2) 必ずしも貯蔵のための専用の建物であることを要しないが、店舗又は事務所等に貯蔵する場合はその場所又は容器は耐火性の構造で内面を板張りとし、その表面に鉄類を表さないこと。